

よくある質問と回答
制限付き一般競争入札(入札後資格確認型)

R7.10.7公表

通し番	質問	回答
1	入札公告を見て入札参加の申請をしたいが、提出書類は何か。提出方法は郵送でも良いのか。	制限付き一般競争入札(入札後資格確認型)では、入札公告の「4 入札参加の申請等」に記載のとおり、一般競争入札参加申請書(様式第1-1号)を持参又は郵送により提出(正副2部、うち1部は受付印押印後返却)してください。 ※郵送で申請する際には、切手を貼付した返信用封筒の送付もお願いします。
2	入札参加申請時に市からの承認書等の提出は必要か。	一般競争入札参加申請書(様式第1-1号)のみの提出で構いません。
3	入札参加申請時に入札参加資格確認書類(一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1-2号)等)の提出は必要か。	入札参加資格確認書類は落札候補者の入札参加資格の有無を確認するものであるため、落札候補者が提出する書類になります。そのため、入札参加申請時には提出不要です。
4	一般競争入札参加申請書(様式第1-1号)に記載する入札参加承認番号は何の番号を記載すれば良いか。	当市が発行した競争入札参加資格承認書に記載されている10桁の承認番号を記載ください。当該承認書に記載されている受付番号や入札公告の公告番号ではないのでご注意ください。
5	落札候補者になったが、何を提出すれば良いのか。	指定の期日までに、入札公告9(2)に記載の入札参加資格確認書類の提出をお願いします。
6	落札候補者になり、入札参加資格確認書類の準備をしているが、一般競争入札参加資格審査資料(様式第1-2号資料)を提出する際に実績確認の参考書類として契約書は必要か。	当市との契約実績を記載する場合は契約書の提出は省略することができます。当市以外での実績を記載する際には、記載内容を確認できるよう、契約書や仕様書等の根拠資料も併せて提出をお願いします。
7	同種業務(工事)の履行実績が複数件ある。提出するのは1件分で良いか。	入札公告で件数の要件を求めていない場合には、同種業務(工事)実績として1件確認できれば問題ありません。
8	同種業務(工事)の履行(施工)実績について、1件の契約では条件を満たしていないが、2件の契約を合わせると条件を満たせる場合は実績として認められるか。	入札公告にて1件の契約で条件を満たす必要があると記載されていない場合には、2件の契約を合わせて条件を満たしているものも実績として認めます。
9	落札候補者になった場合、入札後その場で入札参加資格確認書類(一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1-2号)等)を提出しても良いか。	次の入札執行が控えている場合があるため、その場での提出はご遠慮ください。 なお、落札候補者になった場合に備えて書類を準備して来た場合は、その旨を入札会場で職員に伝えた上で、5階総務課にご提出ください。